OHNO & PARTNERS
大野総合法律事務所
Oslaw News Letter
vol.18

目　次　Contents

- 論　　文　米国特許法271条(f)のソフトウェアへの適用(米国*AT&T v. Microsoft*事件)……弁護士 飯塚　暁夫 1
- 商 標 News　技術ブランドの活用と商標法……弁理士 土生　真之 5
- 中 国 News　中国渉外事件の準拠法 ―新法の制定―……弁護士 市橋　智峰 6
- 海 外 News　Myriad事件 ―遺伝子特許は無効か？―……弁理士 松任谷　優子 8
- 知 財 入 門……弁理士 津田　理 10
- 判例ダイジェスト……11
- コ　ラ　ム……12

論文
Thesis

米国特許法271条(f)のソフトウェアへの適用（米国*AT&T v. Microsoft*事件）

弁護士　飯塚　暁夫

1．はじめに

日本の特許法の効力の及ぶ地理的範囲は日本国内に限られる（属地主義）。したがって、日本国外における日本の特許発明の実施行為は日本の特許権の侵害とはならず、権利者は、日本の特許権に基づき権利行使することはできない。属地主義については、明文の根拠があるわけではないが当然の原則であるとされており、例えば、BBS 並行輸入事件において、最高裁は、「……属地主義の原則とは、特許権についていえば、各国の特許権が、その成立、移転、効力等につき当該国の法律によって定められ、特許権の効力が当該国の領域内においてのみ認められることを意味するものである。」と判示している（最高裁平成９年７月１日判決･判時 1198 号 230 頁）。

また、間接侵害（特許法 101 条）の場合についても、例えば、大阪地裁平成 12 年 10 月 24 日判決・判タ 1081 号 241 頁（製パン器事件）は、属地主義の観点から、特許法２条３項にいう「実施」は、日本国内におけるもののみを意味すると解すべきであり、101 条の「その発明の実施にのみ使用する物」における「実施」は、日本国内におけるものに限られると解するのが相当であると判示している。

属地主義の原則は、米国特許法（35 U.S.C.）においても当てはまり、直接侵害について定める 271 条 (a) は、侵害行為地が米国内であるべきことを明文で定めている。しかしながら、その一方で、属地主義を緩和する効果を有すると解される271条 (f) の規定もある。本稿では、この271条(f) の規定のコンピューターソフトウェア[1] への適用が問題となった米国のケースを紹介する。

2．事案の概要

米国 AT&T Corporation（以下「AT&T」）は、音声

符号化・圧縮記録装置の発明に関する米国特許（以下「AT&T 特許」）を有していたところ、米国 Microsoft Corporation（以下「マイクロソフト」）の製造販売するパソコン用 OS である Windows がパソコンにインストールされると、AT&T 特許を侵害することになるとして、AT&T はニューヨーク南部地区連邦地方裁判所に提訴した（以下「*AT&T* 事件」）。審理中、マイクロソフトは、「Windows をインストールしたパソコン」が AT&T 特許の侵害品となる事実は認め、米国内で販売されたパソコンへの搭載分については和解したため[2]、米国外で製造販売されたパソコンへの搭載分の取扱いが争点となった。マイクロソフトは第一審、第二審と敗訴し、最高裁へ上告した。

マイクロソフトは米国内で製造した Windows のマスターコピーを記録したゴールデンマスターディスクを作成し、このゴールデンマスターディスクを米国外のパソコンメーカーに出荷していた（その他インターネット経由でも提供していたのだが、本稿では、便宜上、ゴールデンマスターディスクによる提供に絞って検討する。）。

各パソコンメーカーは、限定枚数のゴールデンマスターディスクを米国外で受領し、マイクロソフトとのライセンス契約に基づき、ゴールデンマスターディスクから複数のディスクに Windows をコピーし、その複数のインストール用ディスクを用いて米国外でパソコンに Windows をインストールし、そのパソコンを米国外で販売していた（なお、Windows がパソコンにインストールされて初めて侵害品になるのであり、Windows 単体またはパソコン単体では侵害品にはならない。）。この事件で争われたのは、米国特許権に基づく損害賠償請求において米国外での販売分を算定の根拠にできるかという問題である。

3. 米国特許法271条(f)(1)

AT&T 事件における侵害品はあくまでも「Windows がインストールされたパソコン」であり、Windows のインストールが米国外で行われる以上、侵害品の製造は米国外で行われたことになり、属地主義の原則からすると、米国特許である AT&T 特許の効力は米国外には及ばず、AT&T は権利行使できないはずである[3]。

しかしながら、米国特許法 271 条 (f) の要件を充足すると、属地主義の例外として、権利行使が可能になる。本件で問題となった 271 条 (f)(1) の規定を以下に紹介する（下線、訳文筆者）。

米国特許法 271 条 (f)

（1） Whoever without authority supplies or causes to be supplied in or from the United States all or a substantial portion of the components of a patented invention, where such components are uncombined in whole or in part, in such manner as to actively induce the combination of such components outside of the United States in a manner that would infringe the patent if such combination occurred within the United States, shall be liable as an infringer.

特許発明の構成要素の全部または要部を、米国内においてまたは米国から、正当な権限なしに供給しまたは供給せしめた者は、当該構成要素の全体または一部が結合されていない状態にはあるが、当該構成要素の米国外における結合を積極的に誘引するような態様で供給されている場合であって、もしその結合が米国内で行われたとすれば当該特許の侵害となるものであるときは、侵害の責任を負う。

この規定は、*Deepsouth* 事件という実際の特許裁判をきっかけに 1984 年に立法されたものである。原告がある装置の米国特許を有していたところ、被告製の装置は原告特許の侵害品であったが、被告は、その装置の部品全てを米国内で製造したうえ米国外の買い手に送り、買い手は米国外で装置を組み立てて使用していたという事案について、最高裁は、現行の 271 条 (f)(1) のような明文規定がないことを理由に、属地主義を貫き、権利者の訴えを認めなかったのだが、さすがにそのような法の抜け穴を認めるのは不当だということで、271 条 (f) が制定されるに至った。日本の間接侵害規定と異なり、特許発明の構成要素が米国から米国外に供給された場合も対象となることが明文で定められているのが特徴である。

4. 争点に関する当事者の主張と裁判所の判断

AT&T は、「Windows がインストールされたパソコン」が侵害品になることから、Windows は、271 条 (f)(1) にいう特許発明の「構成要素（component）」であり、かつマイクロソフトは、Windows を、米国外で、ライセンス契約に基づきパソコンにインストールさせるために、米国からゴールデンマスターディスクを輸出しており、「当該構成要素の米国外における結合を積極的に誘引するような態様で供給されている」場合に当たるので、271 条 (f)(1) によりマイクロソフトの責任は認められるべきであると主張した。

それに対するマイクロソフトの反論の骨子は次のとおりである。

①ソフトウェアは無形の「情報」にすぎず、271 条 (f)

(1) にいう「構成要素」は、装置の物理的構成要素に限定されているから、ゴールデンマスターディスクは特許発明の「構成要素」にはなり得ない。ゴールデンマスターディスクはいわば設計図と同様のもので、設計図を米国外に送り、米国外で設計図どおりに侵害品を製造させる行為が 271 条 (f)(1) の責任を発生させないのと同様、マイクロソフトは侵害責任を負わない。

②仮に Windows が「構成要素」に該当するとしても、実際に米国外においてパソコンにインストールされた Windows のコピーは、全て米国外において作成されており、「米国から供給された」ものではないので、271 条 (f)(1) の要件を充足しない。

本稿では、CAFC と最高裁の判断を検討する。

(1) CAFC の判断

第一審で敗訴したマイクロソフトは、連邦巡回区控訴裁判所（CAFC）に控訴したが、CAFC は地裁の判断を支持し、Windows は、271 条 (f)(1) にいう「構成要素」に該当すると判断し、マイクロソフトの控訴を退けた（2005 年 7 月 13 日判決[4]）。判旨は次のとおりである。

①プログラムコードだけで十分特許性があり、また、271 条 (f)(1) は特許化された機械または物理的構造に対象を限定していない。ソフトウェアは、271 条 (f)(1) にいう特許発明の「構成要素」に十分なりうる。

②ソフトウェアについて、1 個のマスターコピーが供給され、そのマスターコピーから複数のコピーが作成されるのがソフトウェアの典型的な供給形態であることを考慮すれば、Windows のゴールデンマスターディスクの輸出は「構成要素」の「米国からの供給」に該当する。米国外で販売するソフトウェアの各コピーにつき別々のディスクを供給する代わりに、コピーすることのできるマスターディスク 1 枚だけを供給することができるのは、ソフトウェアの性質に内在する特徴である。

③ゴールデンマスターディスクの内容は、そのコピーと寸分違わないものであり、容易、安価且つ迅速にコピーできる以上、米国外でコピーさせる意図で 1 枚のマスターディスクを米国から国外に送る行為は、米国外で作成されたコピーについて、271 条 (f)(1) の責任を生じせしめる行為である。

(2) 最高裁の判断

第二審でも敗訴したマイクロソフトが、さらに最高裁に上告したところ、最高裁は、マイクロソフトの主張を支持して、次のように判示した（2007 年 4 月 30 日判決[5]）。

【争点 1】 ソフトウェアが 271 条 (f)(1) にいう「構成要素」に該当するのはどのような場合か？

【最高裁の判断】 コンピューターで読み取り可能な物理的媒体に記録されているソフトウェアの有形のコピー（例えば CD-ROM 等の媒体にコピーされたもの）は「構成要素」になり得るが、物理的媒体に記録されていない無形で抽象的なソフトウェア（プログラムコード）は「構成要素」になり得ない。マイクロソフトは、米国外で製造されたパソコンにインストールされた Windows のコピーそのものを輸出したわけではなく、その「構成要素」を米国から供給したものではない。「構成要素」となり得るのは、抽象的な Windows のプログラムコードではなく、それが CD-ROM 等の物理的媒体にコピー（記録）されたものであり、かかる媒体にコピーされ、パソコンにおいて可読な状態にならない限り、そもそも特許発明を侵害するよう「結合」することはできない。Windows のプログラムコード自体は単なる「情報」にすぎず、いわば設計図のようなものであり、「構成要素」にはなり得ない。

【争点 2】 米国外で製造された「Windows がインストールされたパソコン」の「構成要素」は、マイクロソフトにより「米国から供給された」ものといえるか？

【最高裁の判断】 米国外で製造されたパソコンに実際にインストールされた Windows のコピーそれ自体は、米国外でゴールデンマスターディスクからコピーされたものであり、「米国から供給された」ものとはいえない。

5. 考察と私見

結局、*AT&T* 事件を検討するうえでのポイントは、271 条 (f)(1) の「構成要素」となるソフトウェアを、記録媒体から離れたコンピューターへの指令としての無形･抽象的なプログラムコード自体（「抽象的ソフトウェア」）と考えるのか、それともそのオブジェクトコードが物理的・化学的に何らかの媒体に記録された有形のコピーであると考えるかに帰着するように思われる。

Windows をはじめ、ほぼ全ての商用ソフトウェアが、コンピューターに理解できる言語（マシン語）で記述されたオブジェクトコード（バイナリーコード）により提供されるが、オブジェクトコードは、0 と 1 の数値の

羅列（２進数データ）として表現されるものである。オブジェクトコードを構成する０と１は、磁気（ハードディスクの場合）、電荷（DRAM の場合）、電圧（IC の場合）のほか、物理的な凹凸（CD-ROM や DVD-ROM の場合）やレーザ光線による相変化（CD-RW の場合）など、媒体により様々な物理的・化学的現象に対応させて表現される。

最高裁は、抽象的ソフトウェア自体はそのままでは他の構成要素と結合できず、何らかの媒体に記録されて初めて結合可能な「構成要素」になると判示しており、ソフトウェアの複製行為を、機械装置の部品の組み立て（結合）と同視しているかのようである。

しかしながら、前述のように、記録媒体に記録されたソフトウェアといっても、結局は、様々な物理的・化学的現象により０と１を表現したものにすぎず、複製（コピー）するといっても、それを読み取って、また何らかの物理的・化学的現象により表現し直すだけであって、機械装置の部品を組み立てるのとは全く異なる。

最高裁が、「構成要素」として結合可能と称する「ゴールデンマスターディスクから米国外で作成したコピー」にしても、そのコピーを記録したディスク自体がパソコンの構成部品となるわけではなく、パソコンの方に残るのはやはりパソコンのハードディスクドライブに記録されたプログラムコードのみなので、どうして「ゴールデンマスターディスクに記録された Windows」ではなく、「ゴールデンマスターディスクから米国外で作成したコピー」の方だけが構成要素になるのか、両者を区別する合理的根拠が不明である。

そもそも、ここで問題となっているのは、人間の頭の中にある観念的なソースコードではない。プログラマーがプログラミング言語で記述したソースコードをコンピューターに入力し、それをコンパイラというソフトウェアを用いてオブジェクトコードに変換して作成し記録媒体に記録するのがソフトウェア開発の実態であり、その作業はすべてコンピューターにより行われる。最高裁のいう「抽象的ソフトウェア」なるものは、ここでは問題となっておらず、何らかの物理的・化学的現象により表現された実体として存在するソフトウェアが問題となっているのであり、その点で、「設計図」の比喩は不適切であろう。

ソフトウェアにおいて重要なのはコンピューターへの指令たる中身のプログラムコードであって、ゴールデンマスターディスクであろうと、ゴールデンマスターディスクからコピーしたインストール用ディスクであろうと、記録媒体は単なる「容器」にすぎないはずである。その複製行為は、ある容器から別の容器に中身を移し替えたのと実質的には変わらない。中身が全く同じなのに、別の容器に移し替えたら侵害を免れるという論理構成には、どうも違和感を覚える。また、プログラムを記録した記録媒体だけでなく、プログラム自体（抽象的ソフトウェア）にも特許性を認めるのであれば、（論理必然ではないものの）抽象的ソフトウェアも「構成要素」になり得ると解するのが素直であろう。

AT&T 事件において最高裁が他の構成要素と結合可能と指摘する「コンピューターにより可読状態になったコピー」の実態は、前述の様々な物理的・化学的現象により表現された０と１の情報であり、０と１で表現された Windows のオブジェクトコードが、プログラマーのパソコン（→会社のサーバー）→ゴールデンマスターディスク→インストール用ディスク→製造されたパソコンと表現方法を変えつつ移し替えられていったにすぎないのであって、何故に「ゴールデンマスターディスクから作成した Windows のコピー」だけが「構成要素」と判断されるのか、理解に苦しむ。CAFC のように、ソフトウェアというものの性質を考慮した議論が適切であろう。

最高裁は、*AT&T* 事件の判決中で、「たしかに最高裁の考え方を貫くと法の抜け穴を許容してしまうかもしれないが、それは議会が立法により解決すべき問題である」旨述べている。一方、CAFC は、法は、技術の進歩や具体的事情（本件の場合は例えばソフトウェアの特性や取引形態）に合わせて柔軟に解釈すべきとの立場を取っているものと解される。特に IT 産業のように変化のスピードが非常に速い分野においては、必ずしも立法を待つことなく、裁判所が具体的事案に即し、予見可能性・法的安定性に配慮しつつも積極的に結果の妥当性を重視した柔軟な法解釈を示す運用が望ましいと考える。

〈脚　注〉

[1] 本稿では、「ソフトウェア」の用語を、日本の特許法における「プログラム」の定義（２条４項）と基本的に同義で用いることとする。

[2] マイクロソフトが、自ら国内において Windows をパソコンにインストールすることは 271 条 (a) の直接侵害に、米国内のパソコンメーカーに Windows をライセンスしてパソコンにインストールさせることは、271 条 (b) の寄与侵害に、それぞれ該当することになろう。

[3] なお、日本の特許法の下で間接侵害となるような物を輸出する行為、つまり侵害品を海外で生産することの幇助となるような行為の評価について、例えば中山信弘『特許法』（弘文堂　2010年）325頁では、「101 条各号においては、輸出は間接侵害を構成する行為としては規定されていないので、間接侵害となるような物を輸出しても侵害とはならない。」と説明されており、*AT&T* 事件と同様の事案が日本で発生しても、侵害責任は否定されることになろう。

[4] http://www.patenthawk.com/rulings/04-1285.pdf

[5] http://www.supremecourt.gov/opinions/06pdf/05-1056.pdf

技術ブランドの活用と商標法

弁理士　土生　真之

1．技術とブランド

我が国は技術立国であり、製造業のみならずサービス業をも含む多くの企業にとって、技術が競争力の源泉となり得ることは異論の無いところであろう。また、企業経営においてブランドが経営資源として重視されるようになってからも久しい。

しかし、技術もブランドも知的資産の一種であるにもかかわらず、両者の間には線引きがされており、技術とブランドの統合的な活用が十分に図られていないように思われる。特に BtoB の業態においては、全体としてみればブランドへの関心が低く、高い技術を有していても、その技術の良さを顧客に伝える活動が不活発である。このため、高い技術を有するにもかかわらず売上向上という成果に結びつかないことも多い。

そこで、技術の良さを伝える手法として技術ブランディングが注目されている。これは、技術をネーミング、ロゴ、キャラクター、スローガン等を通じて「見える化」するとともに、消費者にとっての「知覚品質」の形成を図る活動である。例えば、「intel inside」、「GORE-TEX」、「Blu-ray Disc」等は、技術ブランドの一例である。

2．技術ブランドの活用

技術ブランドを活用することのメリットとしては、次のようなものが考えられる。

（1）イノベーションの訴求

製品の持つ技術の革新性を分かり易く伝えることができる。

（2）品質保証

製品の品質が一定水準であることを伝えることができる。この機能を発揮する典型例は、ウールマークのような証明商標である。

（3）デファクトスタンダード化

技術仕様を消費者に浸透させ、これらの技術を消費者の製品購買における選択事由とさせることで、自己の規格のデファクトスタンダード化を後押しすることができる。

（4）技術ライセンス・連携の機会創出

技術ブランディングを通じて技術の価値が認知されれば、ライセンスや連携の機会が生まれる。

3．商標法における技術ブランドの保護

技術ブランディングは、企業の技術力をより一層活用するための有効な手法であると言えるが、これを法的な側面から見ると、このようなブランディング手法が必ずしも法的に十分保護されているとは言えない。例えば、技術ブランドは単なる技術名称として扱われ、商標として扱われない可能性[1]がある。また、「intel」や「GORE-TEX」のように部品・素材のブランドが最終製品に表示される場合には、最終製品についての商標の使用であるとは認められない可能性[2]もある。

そこで、技術ブランディングに内在するこのようなリスクを軽減するためには、次のような対策が効果的である。

（1）品質保証機能を発揮していると主張

技術ブランドの場合には、出所表示機能よりも品質保証機能の側面が強い。商標的使用であるか否かの判断に際しては、一般的には出所表示機能の発揮の有無が重視されるが、技術ブランドの場合には、品質保証機能の発揮の有無を争点とすることが重要である。

（2）強調表示（ロゴ化等）

ロゴ化等を通じて技術ブランドを強調して表示し、「普通に用いられる方法」の域を脱することも有効である。この点、ダブルクオーテーションマーク（“”）で強調されていることを考慮して、商標的使用を認めた事案[3]もある。

（3）最終製品の品質に言及

部品・素材自体のブランド名である場合には、最終製品についての品質・機能を保証する趣旨の言及をタグ等に表示すると、最終製品についての商標の使用であるとも認められ易くなる。

4．むすび

技術ブランディングは決して新しい手法ではないが、技術志向型企業で今まで自社にブランドは関係無いと考えていた企業であれば、一度試してみる価値はあるのではないだろうか。

〈脚　注〉

[1] 取消2007-301148号「M-dot事件」。プリンターの技術名称として使用された「M-dot」は、単にインク滴制御技術の名称を表示したものと認識させるのみであって、プリンターについて商標的に使用されていないとして不使用を理由に取り消された。

[2] 平成16年(行ケ)第404号「ZAX事件」。スラックスに付されたタグに表示される繊維素材のブランド「ZAX」が、被服(スラックス)についての使用ではないとして不使用により取り消された。

[3] 平成21年(行ケ)第10385号「Bio事件」。

中国渉外事件の準拠法
-新法の制定-

弁護士　市橋　智峰

1　はじめに（国際私法の制定）

中国において、「渉外民事関係法律適用法」（以下、「本法」）が 2010 年 10 月 28 日に公布された。施行は 2011 年 4 月 1 日である。同法はいわゆる抵触法ないし国際私法、すなわち準拠法を指定する法規範であり、我が国の「法の適用に関する通則法」に相当する法律である。国際私法に関しては、これまでも民法通則等に規定が設けられていたところ、本法は単行法として新たに制定されたものである。内容の多くは従前の法律と重なる面もあり、その点では従前の法律を整理し直したものという性格を持つ。その一方で、国際私法をより完備なものとするべく新たな内容が盛り込まれた部分も少なくない。

本稿では、企業の関心事となり得る幾つかの重要事項に的を絞り、本法を紹介する。

2　不法行為

権利侵害（原文は「侵権責任」；日本法の不法行為に相当）については、以下の内容を規定している。

- 権利侵害については、権利侵害行為地の法律を適用する。ただし、当事者が同じ常居所を有する場合は、常居所地の法律を適用する（以上、44 条）[1]。

従前より民法通則 146 条が対応する規定を設けていた。なお、そこでは、当事者の国籍が同じ又は住所が同じ国にある場合に当該国の法律を適用することができるとされていた。本法の規定は、これと要件も異なり、また、適用が必要的とされており、その点には注意を要する。

3　知的財産

知的財産については、本法第七章が以下の三カ条を設けて規定している。

- 知的財産の帰属及び内容は、保護請求地の法律を適用する（48 条）。
- 知的財産権の譲渡及びライセンスに適用する法律は、当事者の合意により選択することができるが、当事者の選択がなければ、本法の契約に関する規定を適用する（49 条）。
- 知的財産権の侵害責任は、保護請求地の法律を適用するが、侵害行為の発生後に当事者は裁判所所在地の法律を適用することを合意により選択することができる（50 条）。

（譲渡・ライセンス契約）

49 条の規定は契約の準拠法を当事者が選択できるという当然の内容を定めているにすぎない[2]。もっとも、第三者や行政府との関係が問題となる事項などは強行法規性を有することになり、契約に関する一切の事項について当事者の準拠法選択に委ねられることにはならない。なお、契約においては、少なくとも重要事項については、契約書の各別の規定で完結しておくべきであり、準拠法たる法律に委ねることを想定するべきではない。むしろ問題となるのは、技術ライセンス等契約においてライセンサーに課される技術の完全性の保証や第三者権利侵害責任のような規定である[3]。これらは当事者間の問題に過ぎないにもかかわらず強行法規性を有すると一般に理解されており、そうであれば、準拠法の選択如何によらず、これらの義務は排除できないことになる。

（権利の帰属・内容、侵害）

48 条及び 50 条は、知的財産の帰属・内容及び侵害責任については「保護請求地の法律」を適用する旨を規定している（原文は「被請求保護地法律」；より丁寧に訳せば「保護が請求された地の法律」の意）。この「保護請求地」が何を意味するのかは極めて重要な問題であるが、本法中にその定義規定はない。言葉を単純に理解すれば、それは裁判地を意味するものと読めないこともない。しかし、以下の理由から、それは適切ではないと考える。

便宜上、特許権を具体例として挙げる[4]。中国特許権の帰属・内容ないし侵害について中国で訴訟をする場合は、中国法が準拠法となることは当然であり、一般にそれは問題とならない。準拠法が問題となるのは、外国特許権について中国で訴訟をするような場合である[5]。そして、この場合は、登録国法を準拠法とするのが合理的である[6]。

また、権利侵害については、本法は、前述のとおり、権利侵害行為地法に依ることを規定している。知的財産権の侵害も権利侵害の一形態であり、そうであれば、一般の権利侵害と相容れない制度設計は採り得ないように思われる。加えて、50 条後段においては、当事者による裁判所所在地法の選択を規定している。すると、同条前段においては、裁判所所在地法でない法律

の適用があることを前提としていることが理解される。してみると、「保護請求地」＝「裁判地」という図式は否定されるように思われる。48 条に用いられる「保護請求地」の文言についても同様の意味に理解されるべきであろう。

それでは、「保護請求地の法律」とは如何なる意味に理解するべきか。私見としては、当該権利の効力が及び、その保護が求められている地域の法律と理解するべきと考える[7]。

4　消費者契約と製造物責任

製造物責任については、次の内容が規定されている。

- 被侵害者の常居所地の法律を適用することを原則としつつ、被侵害者が侵害者の主たる営業地又は損害発生地を選択した場合は、それに依ることを認めている（44 条）。

なお、消費者契約についても同様の規定が設けられている（42 条）。

ポイントは、原告（被侵害者）側による準拠法の選択が認められたことである。すなわち、外国企業が被告とされる場合、原告の選択により当該外国の法律が準拠法とされ得る。従前は、原告の主張を容れて外国法を準拠法とした裁判例が一部に見受けられたものの、損害発生地である中国法が適用されることが一般であった。これに関しては、高額な賠償額が認められ得る米国などを念頭に、中国企業が外国ではそのようなリスクに晒されながら、外国企業は中国では低額な賠償額しか負担しないのは不公平であり、また外国法に依った方が被害者保護に資するとして、外国法を準拠法として認めるべきとの主張が一部学説からなされていた。本法の制定においては、準拠法選択について原告の選択を認め、被害者保護を一層強化したものと評価できよう。

5　おわりに（総論から一点の補足）

本稿では紹介できなかった重要事項も少なくない。本稿では、各論部分に絞って論じてきたが、最後に総論部分から一点だけ補足することとしたい。

適用される外国法に規定のない事項について、次の内容が規定されている。

- 外国の法律に規定がない場合、中国の法律を適用する（10 条 2 項）。

これは、例えば準拠法が日本法と指定されたとしても、それによって直ちに中国法が全面的に排除されないことを意味している。契約の場面を想定すると、準拠法を中国以外に合意していたとしても、それだけでは（契約書において別途規定を設けなければ）、中国法の適用の余地が残るということであり、注意を要する。従って、準拠法の合意なく紛争になった場合はもちろんのこと、契約により準拠法を指定する場合でも中国法（実体法）の十分な理解が望まれることになる。

〈脚　注〉

[1] 権利侵害発生後に、当事者が適用法律を合意により選択した場合は、当該合意によることも規定されている。

[2] なお、契約一般について当事者が準拠法を選択できることも本法 41 条が規定している。

[3] 技術の完全性の保証については契約法 349 条及び技術輸出入管理条例 24 条が、第三者権利侵害責任については契約法 353 条及び技術輸出入管理条例 25 条が規定している。契約法 353 条は、第三者権利侵害責任については、特約をもって排除できる旨を規定するが、それとの対比からすれば、その他は特約をもっても排除できないという理解が成り立つ。

[4] 著作権や技術秘密については登録が問題となるものではなく、単なる例示である。

[5] 国際裁判管轄の問題は別途生じ得る。中国においても、管轄の問題と準拠法の問題は別個の問題として観念されており、国際裁判管轄については、民事訴訟法（241 条以下）等において規定が設けられている。本稿では管轄の詳細については立ち入らない。

[6] 特許権の成立・効力等は当該登録国の法律により定まること、一般に属地主義により当該登録国内で当該特許権が保護されること等がその理由として挙げられる。例えば、日本特許権の専用実施権の内容が問題となった場合を想定すれば分かり易いが、その内容の画定は、日本法による決め事にすぎない。なお、我が国では、カードリーダ事件判決（最判平 14.9.26）が、登録国法を準拠法とすべきことを明らかにしている。

[7] 若干細かくなるが、立法の経緯に言及しておく。草案段階では、48 条の対応条文は、「『知的財産』については、『権利保護地』の法律を適用するが、『権利発生地』（原文は『権利来源地』；一般に登記地・登録地の意）の法律を適用してもよい」旨の規定となっていたところ、公布に際しては現在の 48 条のような内容となった。これは、登録地法を排除し、適用しないこととした趣旨と読むのではなく、「保護」とは権利の効力が前提となる故に登録地も含み得る概念と理解できることから、それに統一されたと理解すべきように思われる。

Myriad事件
-遺伝子特許は無効か？-

弁理士　松任谷　優子

1. 事件の概要

2010年3月29日　ニューヨーク南地区連邦地裁は、Myriad Genetics, Inc.の有する乳癌・卵巣癌関連遺伝子に関する7つの特許について、「特許は無効」との判決を出した。判旨は、単離されたDNAは、自然の産物と「著しく異なる（markedly different）」ものではないから特許対象ではないというもので、単離された遺伝子に特許を認めてきた米国特許商標庁の長年の方針を根本から否定するものであった。

事件は控訴され現在CAFCに係属中であるが、司法省が「単離されたDNA」は特許対象ではないというAmicus Brief（意見書）を提出するなど、政府・メディアを巻き込み大きな論争となっている。

2. 背景

1980年代より20年以上もの間、単離された遺伝子は特許対象と認められてきた。しかし、化学物質であると同時に遺伝情報でもある遺伝子の特許は、市場の独占を超えて情報の独占をも可能にする。

Myriad Genetics, Inc.（以下、「Myriad」という）は、ゲノム創薬、分子診断を目的とする米国バイオベンチャーで、乳癌・卵巣癌関連遺伝子（BRCA1及びBRCA2）、大腸癌関連遺伝子等について多くの特許を保有している。同社はBRCA1/2を利用した乳癌検査を$3,000以上で独占的に提供しているが、その特許について、大学や公的機関に対してもアグレッシブな排除策（cease & desist policy）をとってきた[1]。

米国では乳癌は極めて頻度の高い癌であり（約20人に1人と言われる日本の罹患率に対して、米国の罹患率は8人に1人）、遺伝子検査による早期発見・治療が望まれる。しかし、国民皆保険制度のない米国では、高額な検査費用はそのまま患者の負担に跳ね返る。

このような事情のもと、2009年5月12日米国自由人権協会（American Civil Liberties Union：ACLU）とPublic Patent Foundation（PubPAT）が原告を代理し、Myriadの特許無効を求める訴訟が提起された[2]。

3. 地裁判決

3.1　訴えの根拠

原告の訴えは、米国特許法101条[3]違反（遺伝子や診断方法は特許法101条が規定する特許対象に該当しない）、合衆国憲法第1章8条8項違反（科学技術の進歩を妨げる）、合衆国憲法修正1条及び14条違反（情報の共有を妨げ、言論の自由に反する）の3点であった。

但し、対象特許は特許法101条違反で無効と判断されたため、憲法上の争点については判断されなかった[4]。

3.2　対象特許クレーム

対象は、Myriadが有する乳癌・卵巣癌関連遺伝子（BRCA1及びBRCA2）に関する7つの特許、組成物（遺伝子）、診断方法、薬剤スクリーニング方法に関する15クレームである[5]。

組成物：Claim 1 of USP No.5,747,282
An isolated DNA coding for a BRCA1 polypeptide, said polypeptide having the amino acid sequence set forth in SEQ ID NO: 2

診断方法：Claim 1 of USP No.5,709,999
A method for detecting a germline alteration in a BRCA1 gene, said alteration selected from a group consisting of the alterations set forth in Tables 12A, 14, 18, or 19 in a human which comprises
analyzing a sequence of a BRCA1 gene or BRCA1 RNA from a human sample or
analyzing a sequence of BRCA1 cDNA made from mRNA from said human sample with the proviso that said germline alteration is not a deletion of 4 nucleotides corresponding to base numbers 4184-4187 of SEQ ID NO:

診断方法：Claim 1 of USP No. 5,753,441
A method for screening germline of a human subject for an alteration of a BRCA1 gene which comprises
comparing germline sequence of a BRCA1 gene or BRCA1 RNA from a tissue sample from said subject or a sequence of BRCA1 cDNA made from mRNA from said sample with germline sequences of wild-type BRCA1 gene, wild-type BRCA1 RNA or wild-type BRCA cDNA,
wherein a difference in the sequence of the BRCA1 gene, BRCA1 RNA or BRCA cDNA of the subject from wild-type indicates an alteration in the BRCA1 gene in said subject.

3.3　地裁の判断

地裁判決は152頁に及ぶが、DNAの性質、単離、シークエンシング等について詳細に論じたうえで、その特許適格性を組成物（遺伝子）クレームと方法クレームに分けてつぎのように判示した。

(1) 遺伝子－“Markedly Different Characteristics”

「単離されたDNA」が、特許対象ではないとされる「自

然の産物」に該当するか否かが争点となった。

判決は、「特許権者は、自然に存在するものとは著しく異なる特性を有する新たなバクテリアを生み出した」として人工バクテリアに特許を認めた 1980 年の Chakrabarty 判決を引用したうえで、単離された DNA は、天然の DNA と「著しく異なる（markedly different）」ものではないから特許対象ではないとした[6]。

DNA は化学物質（分子）と情報担体という２つの性質を有するが、この情報の性質は他の生体内化学物質のなかで DNA に特有のものである。判決は、この情報の性質という点に関して、クレームにかかる「単離された DNA」と「天然の DNA」は "著しく異なる" ものではないと判断した（判決は、イントロンを含まない cDNA は天然の DNA と構造的に異なるという主張も認めていない）。

(2) 診断方法－ "Abstract Mental Process"

本件診断方法の "analyzing" あるいは "comparing" が、単なる「精神的プロセス」にすぎないものか否かが争点となった。

被告は、"analyzing" や "comparing" ステップは、transformation（変換）を含むものであるから、101 条の特許適格性を判断する "Machine-or-Transformation Test"[7] の基準を満たすと主張した。

しかし、判決はクレームされた方法を実施するために、単離したり、シークエンシングを行うステップが実際必要であったとしても、これらのステップはクレームされていないし、たとえ含まれていると解釈しても単なる「データ収集ステップ」にすぎない；結局クレームは、変異を分析する、あるいは２つの配列を比較するという抽象的な「精神的プロセス」にすぎず、特許法第 101 条の特許対象には該当しないと判断した[8]。

4. 地裁判決後の展開

4.1　米国司法省（The United States Department of Justice：DOJ）の意見書

2010 年 10 月 29 日、米国司法省は、米国特許商標庁や多くの遺伝子特許を出願してきた NIH 等の方針に反することを認めたうえで、単離された DNA は特許対象ではないとする意見書を提出した。

司法省の意見書は、DNA は自然の産物であるから特許対象ではないとする一方、cDNA やベクター等の操作された DNA 分子の特許性は肯定しており[9]、地裁判決と完全に一致するものではない。

4.2　Bilski 最高裁判決の影響

本判決は Bilski 最高裁判決まえに出されたため、その CAFC 判決が採用した "Machine-or-Transformation Test" に従って方法クレームの特許適格性を判断している。しかし、最高裁は、"Machine-or-Transformation Test" 自体は肯定しつつも、これが 101 条の唯一の判断基準ではないことを明示した（唯一の基準とすると 101 条の解釈を不当に制限することになる）。

Bilski 最高裁判決後、薬剤の投与方法の特許性が争われた *Prometheus v. Mayo* では、再審理の結果、先の CAFC 判決と同様に「特許は有効」と判断された[10]。Prometheus のクレームと Myriad のクレームには違いがあるが[11]、Prometheus は Myriad の主張でも引用されており、CAFC が本件診断方法をどのように判断するか期待がもたれる。

5. 今後のゆくえ

事件は Myriad によって控訴され、現在 CAFC に係属している（米国特許商標庁は控訴審の原告ではない）。本事件は最高裁まで争われる可能性が高く、その場合、最終的な結論が出るまで２－４年かかることが見込まれる。これまで遺伝子について付与された特許は 2,645 件、遺伝子配列に関連する特許は 50,000 件以上に登り、米国特許商標庁はこれらの特許が直ちに無効となることはないと発表している。しかしながら、本事件がバイオ企業やその特許戦略に少なからず影響を与えることは否定できない。

本稿の執筆にあたって、Westerman, Hattori, Daniels & Adrian, LLP の弁護士 Ryan Chirnomas 氏に多大な協力を得た。ここに格別の謝意を表する。

〈脚　注〉

[1] ペンシルベニア大、ジョージタウン大、エール大など、大学や研究機関に対して警告状を送付。Myriadは研究利用は許すが、検査結果を患者に提供することを認めない。

[2] 原告は、Association for Molecular Pathology（AMP）をはじめとする４つの非営利団体、医師、患者、乳癌研究を支援する運動家等で、ACLUとPubPATが代理を務める。被告は特許権者であるMyriadとユタ大学、及び米国特許商標庁である。*AMP v. USPTO*、*ACLU v. Myriad* 等と記載されるが、ACLUは当事者ではない。

[3] 米国特許法第101条(35 U.S.C. 101 Inventions patentable.)Whoever invents or discovers any new and useful process, machine, manufacture, or composition of matter, or any new and useful improvement thereof, may obtain a patent therefor, subject to the conditions and requirements of this title.

[4] 付随的違憲審査制を採用する米国では、憲法問題が提出されていても他の理由により事件を処理できる場合は原則として憲法判断をしない（憲法判断の回避の原則）

[5] U.S. Patent No. 5,747,282 (claims 1, 2, 5, 6, 7 and 20)、U.S. Patent No. 5,837,492 (claims 1, 6, and 7)、U.S. Patent No. 5,693,473 (claim 1)、U.S. Patent No. 5,709,999 (claim 1)、U.S. Patent No. 5,710,001 (claim 1)、U.S. Patent No. 5,753,441 (claim 1)、U.S. Patent No. 6,033,857 (claims 1 and 2)

[6] Chakrabarty判決は「著しく異なる（markedly different）」ことまで要求するものではないとの批判がある。地裁判決は101条の特許適格性は新規性判断と区別され、単に天然物と異なるだけでなく "顕著に異なる特性" が必要であるとする。

[7] "Machine-or-Transformation Test"：①特定の機械や装置に関連付けられているか（it is tied to a particular machine or apparatus）、又は、②特定の物を変換させて異なる状態や物にするものか（it transforms a particular article into a different state or thing）を要件として特許適格性を判断する。

[8] 地裁判決はBilski CAFC判決を多く引用している。

[9] バイオ企業に配慮されているようにも見えるが、単離されただけのDNAが自然の産物とすれば、天然物、抗体、siRNA等の特許適格性も否定されることになる。

[10] 先のCAFC判決はBilski CAFC判決に従って判断されたものであったため、Bilski最高裁判決後CAFCに差戻され、2010年12月17日に再審理後の判決が出た。

[11] Myriadのクレームは、"analyzing"（変異を分析）、あるいは "comparing"（２つの配列を比較）と記載しているだけで、Prometheusで "transformative" と判断された "determining" ステップは、その不可欠な前提であったとしてもクレームには明記されていない。

弁理士　津田　理

Q5. 自社で開発した新しい技術であれば、必ず特許をとることができるのでしょうか？

特許が与えられるためには、特許法で定められた所定の要件（特許要件ともいいます）を満たす必要があります。したがって、たとえ自社で開発した技術について特許出願をしたとしても、特許要件を満たさない場合には、その技術について特許をとることはできません。

ここでは、特許要件のうち代表的なものとして「新規性」と「進歩性」について説明します。

新規性の要件は、簡単にいうと「その技術が新しいものでなければならない」というものです。つまり、すでに世の中で知られている技術については、特許をとることができません。ここで注意が必要なのは、自分が新しいと考えているだけでは、この新規性の要件を満たすことにはならない、ということです。例えば、自分が知らないだけで、その技術がすでに文献に掲載されてしまっているような場合には、新規性の要件を満たしません。そのため、特許出願をする際には、まず、新規性の要件を満たしているかどうかを、調査しておく必要があるでしょう。この調査は、インターネット上の検索サービス（例えば、「特許電子図書館」の「公報テキスト検索」など）を利用すれば、自分でも簡単に行うことができます。自社で開発した技術と同じものが記載された文献がないかを、まずは確認してみてください。

さて、調査の結果、自社で開発した技術とまったく同じものが記載された文献はなかったとします。その場合、次にクリアしなければならないのが進歩性の要件です。進歩性の要件は、分かりやすくいえば「その技術が、すでに世の中で知られている技術から簡単に思い付くようなものであってはならない」というものです。したがって、上記の調査の結果、ある文献に、その技術とほとんど同じような技術が記載されていて、両者の違いが技術常識にしか過ぎないような場合には、進歩性の要件を満たさない、ということになります。

このような新規性や進歩性の要件を満たしている場合にだけ、特許が与えられることになります。したがって、たとえ自社で開発した技術であっても、必ずしも特許をとることができるわけではありません。その技術について特許出願をする際には、まず事前の調査を行って、特許取得の可能性を検討することをお勧めします。

Q6. 自社ですでに特許をとっている技術と同じものについて、もう一つ特許をとることはできますか？

日本の特許法には、同一の発明について特許を認めないという規定（いわゆる「ダブルパテント」を禁止する規定）が設けられており、同じ技術について二つの特許をとることはできません。したがって、出願しようとしている技術が特許をとっている技術と全く同じ場合には、特許をとることはできません。

では、出願しようとしている技術が特許をとっている技術と全く同じとまでは言えない場合はどうでしょうか。（形式的に同じでなくても実質的に同じであれば「ダブルパテント」ですので、ここでは、その場合は除きます。）

ある技術について特許を取得すると、その技術の内容が記載された特許公報が発行され、世の中に知られた技術となります。このことは、その特許をとった者に対しても当てはまりますので、特許をとった技術と似たような技術を出願する場合には注意が必要です。すなわち、出願しようとする技術が、すでに発行された特許公報に記載されている場合には、上述の「新規性の要件」を満たしませんし、特許公報の記載に基づいて容易に思い付く程度では「進歩性の要件」を満たさないことになります。

とはいえ、世の中の発明は、ほとんど既存技術に改良を加えて開発されたものです。特許をとった技術をベースにして、改良を加えて新しい技術を開発した場合に、特許を取得できる可能性があることはいうまでもありません。特許出願をするか否かは、特許をとった技術からの改良の程度に応じて決めるのが良いでしょう。

著 著作権の帰属　平成22年5月25日判決(知財高裁　H21(行コ)第10001号)請求棄却>>認容

親会社が開発費を負担して子会社に制作を委託したソフトウェアについて、開発費を負担したという事実があったとしても、直ちに、その開発費を負担した部分のソフトウェアの著作権が、その都度、委託者に移転することはないと判示された。

商 公序良俗　平成22年8月19日判決(知財高裁　H21(行ケ)第10297号)無効不成立>>審決取消

本件商標「ASRock」は、不正な目的をもって剽窃的に出願したものと認められるから、出願当時、引用商標及び標章「ASRock」が周知・著名であったか否かにかかわらず、本件商標は「公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがある商標」に該当すると判示された。

特 職務発明、独占の利益、超過利益　平成22年8月19日判決(知財高裁　H20(ネ)第10082号)原判決変更

いわゆるプレステ事件の控訴審である。知財高裁は、①開放的ライセンスポリシー、②代替技術の存在によっても一般に「超過利益」はあり（原審東京地裁は、①②等から、独占の利益を否定し、請求棄却）、代替技術が複数ある場合は原則として市場に占める特許発明の割合に応じた「超過利益」が認められるとして、請求を一部認容した。

商 譲渡、譲渡のための展示　平成22年8月31日判決(東京地裁　H21(ワ)第33872号)請求棄却

オンラインショッピングサイトの出店ページに商品を登録して販売した場合、当該出店ページへの出店者とサイトの利用者との間で売買契約が成立し、当該出店者が商品の譲渡主体となる。当該サイトの運営者は、商品の引渡義務を負わず、また、出店者との間で支配関係があるものではないから、商品譲渡の主体に該当しない。

特 法36条6項2号(明確性要件)、パラメーター発明　平成22年8月31日判決(知財高裁　H21(行ケ)第10434号)拒絶審決>>取消

発明の明確性は、特許請求の範囲や明細書等の記載を考慮し、出願時の技術常識を基礎として、特許請求の範囲の記載が、第三者に不測の不利益を及ぼすほどに不明確であるか否かという観点から判断すべき。

明確性の判断に当たって、特許請求の範囲の記載に、発明に係る機能、特性、解決課題ないし作用効果との関係での技術的意味が示されていることを求めることは許されない。

特 国際裁判管轄、譲渡の申出、ウェブサイト　平成22年9月15日判決(知財高裁　H22(ネ)第10001号他)原判決取消

一審原告（日本法人）が一審被告（韓国法人）に対して製品の譲渡の申出の差止等を求めた。知財高裁は、諸要素を総合考慮して（原審大阪地裁とは異なり）譲渡の申出の事実を認め、国際裁判管轄を肯定。また、製品を紹介し、販売問合せフォーム作成可能な一審被告のウェブサイト開設自体が譲渡の申出にあたる可能性に言及した。

特 新規性　平成22年10月12日判決(知財高裁　H22(行ケ)第10029号)拒絶審決>>取消

細胞系の発明について、引用例に寄託番号など細胞系の内容を特定するに足る記載がなく、引用例の著者には、本願優先日前、分譲の要求に応じる意思はなかったと認められ、細胞系は第三者にとって入手可能ではなかったため、引用例に当該細胞系の発明が記載されているということはできない、と判断された。

著 引用、複製　平成22年10月13日判決(知財高裁　H22(ネ)第10052号)控訴人敗訴部分>>取消

本判決は、「引用」(32条)該当性は、最判55年3月28日が示した規範（①明瞭区別性、②主従関係）ではなく、同条の文言に従い判断すべきことを明らかにした。そして、控訴人（鑑定業者）が、鑑定証書に当該絵画の縮小コピーを添付したことは、「公正な慣行に合致」し、「引用の目的上正当な範囲で行われ」たものであるとして、「引用」(32条)に該当すると判示した。

特 通常の用語の意味　平成22年10月15日判決(東京地裁　H21(ワ)第5717号)損害賠償請求>>棄却

裁判所は、通常の用語の意味、明細書等を参酌して、「文法辞書」とは、「ファイル」であると解釈した。被告製品においては、仮名漢字変換に用いる辞書ファイルの一部が、メインメモリ上に展開されたまま動作するため、仮名漢字変換に当たり参照される際には、ファイルとして存在するものとは認められないと判断した。

特 進歩性、相違点　平成22年10月28日判決(知財高裁　H22(行ケ)第10064号)拒絶審決>>請求棄却

発明の解決課題に係る技術的観点を考慮することなく、相違点をことさらに細かく分けた上で、容易想到性を判断する判断手法は著しく適切を欠く。相違点の認定は、発明の技術的課題の解決の観点から、まとまりのある構成を単位として認定されるべきである。

商 周知性　平成22年11月15日判決(知財高裁　H21(行ケ)第10433号)拒絶審決>>請求棄却

出願人たる組合への加入状況が低調であったことや有力な事業者が加入していなかったことを理由に、商標「喜多方ラーメン」は、「自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている」の要件を満たしていないと判断された。

特 審決の理由の差替え　平成22年11月17日判決（知財高裁　H22（行ケ）第10191号）拒絶審決>>取消

審決取消訴訟において、審判の手続で審理判断された刊行物記載の発明との対比における進歩性の有無を認定して審決の適法、違法を判断するにあたり、刊行物記載の発明と公知技術との組合せにより容易に発明できたという理由を、技術常識の名の下に刊行物記載の発明から容易に発明できたという理由に差し替えることは許されない、とした。

コラム
Column

ごあいさつ

２月１日より入所いたしました弁護士の飯塚暁夫と申します。弁護士 15 年目です。前職はマイクロソフト日本法人の法務部勤務でした。兼子・岩松法律事務所において故花岡厳先生にご指導いただいたのをきっかけに特許訴訟の面白さを知り、その後、大場・尾崎・嶋末法律事務所において多くの事件を経験して研鑽を積むことができました。マイクロソフトでは主として大企業向けのソフトウェアライセンス契約が業務の中心でしたが、その他にも非常に多様な業務を経験させていただき、特に独禁法につきましては、日々多くの相談案件をこなし、ライセンス契約中の特許非係争条項が公正取引委員会より違法と判断された審判事件を担当したほか、『公正取引』などの法律雑誌に寄稿する機会にも恵まれました。特許権をはじめとする知的財産権と独禁法は、両者ともイノベーションを促進するという点で共通の目的を有しているというのが現在の共通の理解であり、公正取引員会が執行力を強化している中、今後は両者の調和がますます重要性を増してくると思います。特許訴訟は５年半ぶりとなりますが、一日も早く勘を取り戻し、クライアントの皆様のお役に立てるよう努力する所存です。

今回、僭越ながら本ニュースレターに巻頭論文として拙文を執筆させていただきました。テーマは米国マイクロソフト・コーポレーションが当事者となった米国の特許訴訟を題材としたもので、私がマイクロソフト在籍中から関心を持っていた事件ですが、当時、米国本社法務から日本の法務に対して、事件についての説明は全くなく、訴訟の存在さえ知らされておりませんでしたので、私がすべて独自に調査して執筆したものであり、内容は、マイクロソフトの公式見解とは全く関係がないことを付言させていただきます。ソフトウェアの特性について考えさせられる大変興味深い事案かと思います。

今後ともどうぞ宜しくお願いいたします。

（弁護士　飯塚　暁夫）

新年雑感

我が家から歩いて５分の所に２４時間営業のスーパーができた。まるで我が家に巨大な冷蔵庫を１つ備えたかのようで、とても重宝して良いのだが、却って、買い物に出る機会が増えたように感じるのは私の勘違いだろうか。

先日もお雑煮に入れる食材を買い忘れたからと正月の朝にもかかわらず、このスーパーに買い物へ行くことになった。寒い朝、足早に店内に入ると、多くの商品が整然と並んでおり、おかげで目当ての食材を容易に探すことができた。

気がつくと、その食材は、割引対象商品になっていた。このスーパーでは、商品を陳列してから一定の時間が経過すると、経過した時間に応じて割引してくれるシステムがあるようだ。新年早々、得したな、と少し気分が良くなったところで、ふと、私がしている特許事務の仕事を思った。

雑然と商品が並んでいて目当てのものが探し出せなかったり、時間が経過しているのに割引されていない商品があったりしたら、きっと、身勝手？な私は、このスーパーの対応に不満を感じることだろう。その状況が改善されなければ、このスーパーには行かなくなってしまうかもしれない。

特許や商標の事務手続きも同じで、クライアントからの依頼に正確、確実、そして忠実に応えることができなかったり、特許権、商標権の取得・保護のために最善を尽くす、といったクライアントとの約束を果たすべく、日頃の努力を怠ったりしたら仕事の依頼はなくなるはずだ。

届いたばかりの商品を忙しく並べる店員さんを見ながら、その人達の地道な努力が、結果としてお客様の信頼を獲得し、多くのお客様に来てもらえることにつながっているのだと感じ、目立たなくともあたり前の事をきちんと確実にこなすことが仕事において大事な事なのだと改めて思った。

年が明け、今日もまた、いつもと変わらず手続や書類のチェックをする。

地味ながらもこの仕事に責任とほこりを感じ、この思いを共有する特許・商標事務スタッフの仲間とともに明日も頑張っていこう。

（事務統括　新井　誠一）

本ニュースレターの掲載内容を、当事務所の専門的な助言なしに具体的事案に適用した場合に関し、当事務所では一切の責任を負いかねます。

「Oslaw News Letter」第18号
■発行日　2011年2月1日
■編集・発行／大野総合法律事務所
〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-6-5　丸の内北口ビル21F（丸の内オアゾ内）　TEL:03-5218-2330（代表）
大野総合法律事務所 Web Site
http://www.oslaw.org/